

令和8年度 予防接種マニュアル

(令和8年3月)

大分市保健所 保健予防課 管理担当班

☎097-535-7710

目次

・ 令和8年度の主な注意点について	2
・ 予防接種法における期間・年齢の考え方	3
・ 大分市予防接種一覧表	4
・ 個別接種方式の事務図	6
・ 委託料請求事務	8
・ 予防接種の手順	10
・ 予防接種の実施についての注意事項	11
・ 予防接種の種類ごとの説明	12
1 ロタウイルスワクチン	12
2 B型肝炎ワクチン	13
3 小児用肺炎球菌ワクチン（15価、20価）	14
4 5種混合（DPT-IPV-Hib）、4種混合（DPT-IPV）、 3種混合（DPT）、2種混合（DT）	16
5 ヒブワクチン（インフルエンザ菌b型）	18
6 不活化ポリオワクチン（IPV）	20
7 BCGワクチン	21
8 水痘ワクチン	22
9 麻しん風しん（MR）ワクチン	23
10 日本脳炎ワクチン	24
11 HPV（子宮頸がん予防）ワクチン	25
12 RSウイルスワクチン	26
13 高齢者肺炎球菌ワクチン	27
14 高齢者インフルエンザワクチン	28
15 新型コロナワクチン	29
16 高齢者帯状疱疹ワクチン	30
・ 定期予防接種（B類）の対象者	32
・ 長期療養特例について	34

令和8年度の主な注意点について

●令和6年度内にMRワクチンの偏在により、接種できなかった方への措置（継続）

令和6年度の対象者（P23参照）でMRワクチンの偏在等が生じたことを理由にワクチンの接種ができなかった方（第1期、第2期、第5期）への措置が令和7年度に引き続き令和8年度も継続します。

●RSウイルスワクチンの定期接種開始

対象者は、妊娠28週0日から36週6日までの妊婦の方が対象となります。なお、過去の妊娠時に組換えRSウイルスワクチン（母子免疫ワクチン）を接種したことがある方も対象となります。

●HPVワクチンキャッチアップ接種の経過措置の終了

対象者は、平成9年4月2日から平成21年4月1日までに生まれた女性で、令和4年4月1日から令和7年3月31日までに1回以上接種している者としておりましたが、令和8年3月31日に終了しました。

●定期接種で使用するHPVワクチンから2価、4価ワクチンを除外

組換え沈降2価ヒトパピローマウイルス様粒子ワクチン及び組換え沈降4価ヒトパピローマウイルス様粒子ワクチンを定期接種で用いるワクチンから除くこととし、組換え沈降9価ヒトパピローマウイルス様粒子ワクチンのみ定期接種で用いるワクチンとします。

●定期接種で使用する高齢者肺炎球菌ワクチンの変更と委託料・自己負担額の変更

使用するワクチンは沈降20価肺炎球菌結合型ワクチン（PCV20）とし、肺炎球菌ワクチン（PPSV23）は使用するワクチンから除かれます。委託料については、8,884円から11,594円に変更します。自己負担額については、3,500円から4,000円に変更します。

●高齢者のインフルエンザの定期接種で使用するワクチンに高用量インフルエンザHAワクチンを追加

75歳以上の者は、現行の標準量インフルエンザHAワクチン又は高用量インフルエンザHAワクチンのいずれかを接種することができます。定期接種化の開始は、令和8年10月1日からとします。自己負担額は、定期接種開始までに、別途お知らせします。

●定期予防接種B類疾病免除対象者の確認方法にかかる介護保険料決定通知書の除外

高齢者に実施する、肺炎球菌ワクチン・インフルエンザワクチン・新型コロナワクチン・带状疱疹ワクチンについて令和8年度介護保険料決定通知書での非課税世帯の確認ができなくなります。引き続き無料接種対象者確認書、市民税非課税確認書、介護保険負担限度額認定証、後期高齢者医療資格確認書での確認は可能です。上記書類が必要な場合は、本人より保健予防課へご連絡の案内をお願いします。なお、令和8年6月までは令和7年度介護保険料決定通知書での非課税確認が可能です。

●定期予防接種B類疾病免除対象者の確認方法にかかる生活保護受給資格者証への切替

高齢者に実施する、肺炎球菌ワクチン・インフルエンザワクチン・新型コロナワクチン・带状疱疹ワクチンについて令和8年4月より、生活保護診療依頼証が生活保護受給資格者証に変更となります。生活保護受給資格者証を受け取るまでの間は、生活保護診療依頼証の使用が可能です。

●委託料の変更

令和8年度大分市個別予防接種委託料（P9）をご確認ください。

●高齢者肺炎球菌ワクチンと高齢者带状疱疹ワクチンの予診票の変更について

様式を変更しておりますので、令和8年3月に送付した予診票をお使いください。

予防接種法における期間・年齢の考え方

下記を参考してください。

Q 1 予防接種の接種間隔を計算する場合、接種当日は算入しないものと解してよいか。

予防接種必携【(財) 予防接種リサーチセンター】から

A そのように解する。

期間の計算については、予防接種法では特段の定めをしていないので、民法の解釈によって計算する。

なお、期間の計算については、民法（第128条から第143条）に定められている。

DPT-IPVについての例示は、次のとおり。

DPT-IPVの間隔の場合、「20日以上、標準的には56日までの間隔において」とは、火曜日に接種した者は3週間目の火曜日から8週間目の水曜日まで、標準的な接種間隔であるということ。

週	日	月	火	水	木	金	土
0			0	1	2	3	4
1	5	6	7	8	9	10	11
2	12	13	14	15	16	17	18
3	19	20	21	22	23	24	25
4	26	27	28	29	30	31	32
5	33	34	35	36	37	38	39
6	40	41	42	43	44	45	46
7	47	48	49	50	51	52	53
8	54	55	56	57	58		

参考：民法第140条

日、週、月又は年によって期間を定めたときは、期間の初日は、算入しない。ただし、その期間が午前零時から始まる時は、この限りではない。（翌日起算：接種した当日は、0日目とする。）

Q 2 接種期間についてわかりやすく例示していただきたい。

A DPT-IPVについての例示は次のとおり。

DPT-IPVの1期の場合、「生後2月から生後90月に至るまでの間にある者」とは、例えば、1月1日に生まれた者については、2月28日から生後2月となり、7年後の6月30日に生後90月となる。

DT2期の場合、「11歳以上13歳未満の者」とは、1月1日に生まれた者は10年後の12月31日（11年後の1月1日の前日）から、12年後の12月31日（13年後の1月1日の前日）までとなる。（運用解釈による）

※平成26年3月11日付け厚労省事務連絡により、「〇歳未満」「〇歳に達するまで」「〇歳に至るまで」はいずれも「〇歳の誕生日の前日まで」と解釈が示されています。

※年齢の計算は下記参考

参考：年齢計算ニ関スル法律（明治35年法律第50号）

- ①年齢ハ出生ノ日ヨリ起算ス
- ②民法第四百十三條ノ規定ハ年齢ノ計算ニ之ヲ準用ス

参考：民法第143条

- ①週、月又は年によって期間を定めたときは、その期間は暦に従って計算する。
- ②週、月又は年の初めから期間を計算しないときは、その期間は、最後の週、月又は年においてその起算日に応答する日の前日に満了する。ただし、月又は年によって期間を定めた場合において、最後の月に応答する日がないときは、その月の末日に満了する。

大分市予防接種一覧表

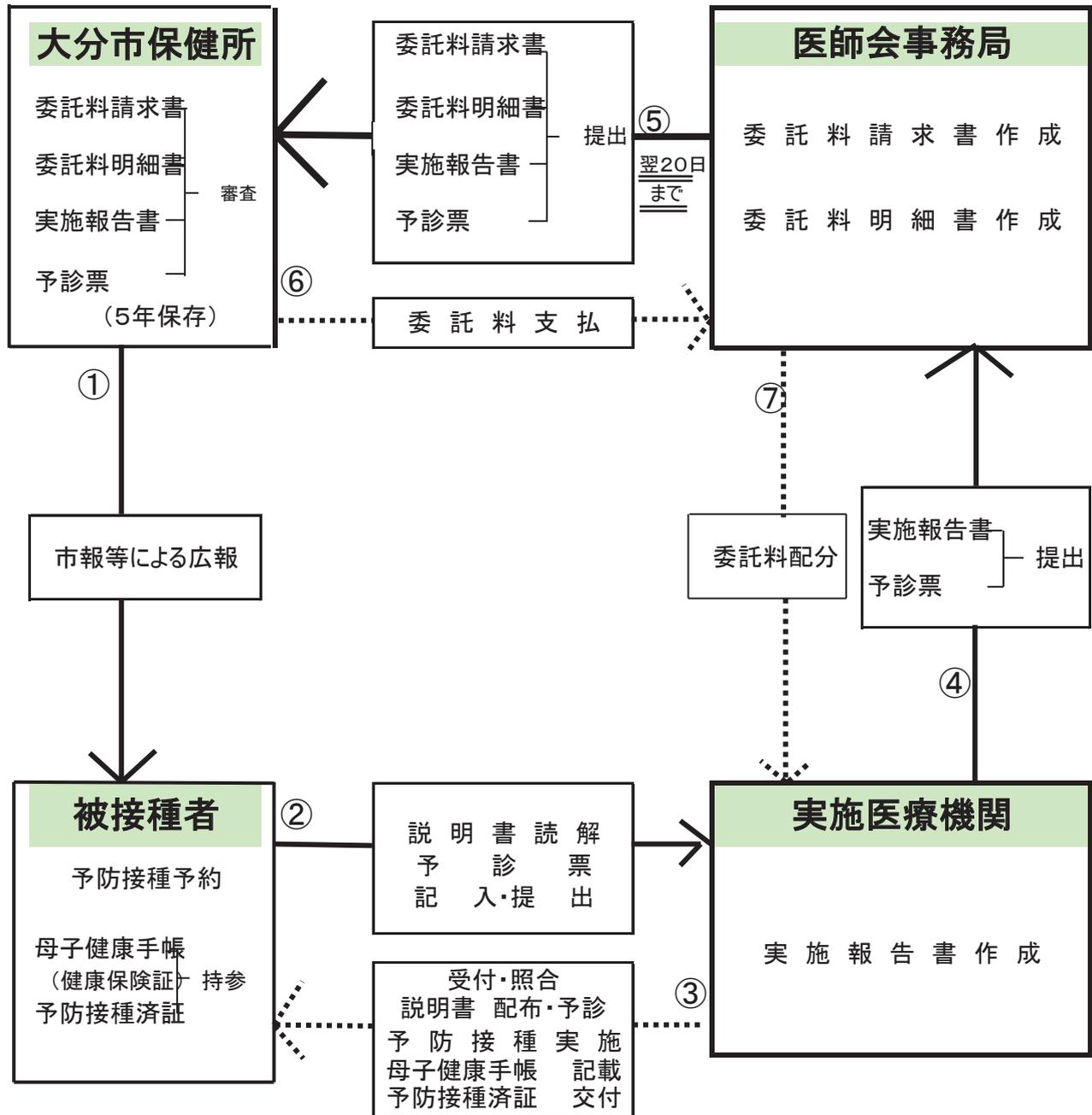
○法律による予防接種（国の健康被害救済措置の対象となります。）

種 類	対 象 者	接 種 方 法 （ ）内は標準的な接種時期	時 期	料 金
ロタウイルス	ロタリックス 生後6～24週に至るまでの間にある者	27日以上の間隔において 2回 接種 (生後2月～14週6日までに初回接種を行う。)	年間	無料
	ロタテック 生後6～32週に至るまでの間にある者	27日以上の間隔において 3回 接種 (生後2月～14週6日までに初回接種を行う。)		
B型肝炎	1歳に至るまでの間にある者	27日以上の間隔において 2回 接種後、1回目の接種から139日以上の間隔を おいて 1回 (生後2～9月)		
小児用肺炎球菌	生後2～60月に至るまでの間にある者	初回接種開始時期が ①生後2～7月に至るまでの間にある者 初回：生後24月に至るまでの間に、27日以上の間隔において 3回 ただし、2回目の接種が生後12月を超えた場合、3回目の接種は 行わない。 追加：初回終了後60日以上の間隔を置いて、生後12月に至った日以降に おいて 1回		
		②生後7～12月に至るまでの間にある者 初回：生後24月に至るまでの間に、27日以上の間隔を置いて 2回 追加：初回終了後60日以上の間隔を置いて、生後12月に至った日以降に おいて 1回		
		③生後12～24月に至るまでの間にある者 60日以上の間隔を置いて 2回		
		④生後24～60月に至るまでの間にある者 1回		
5種混合 (DPT-IPV-Hib)	生後2～90月に至るまでの間にある者	初回 20日以上、標準的には20～56日までの間隔を置いて 3回 (生後2～12月)		
		追加 初回終了後6ヵ月以上の間隔を置いて 1回 (初回終了後6～18ヵ月)		
4種混合 (DPT-IPV)	生後2～90月に至るまでの間にある者	初回 20日以上、標準的には20～56日までの間隔を置いて 3回 (生後2～12月)		
		追加 初回終了後6ヵ月以上の間隔を置いて 1回 (初回終了後12～18ヵ月)		
3種混合 (DPT)	生後2～90月に至るまでの間にある者	初回 20日以上、標準的には20～56日までの間隔を置いて 3回 (生後2～12月)		
		追加 初回終了後6ヵ月以上の間隔を置いて 1回 (初回終了後12～18ヵ月)		
ポリオ IPV	生後2～90月に至るまでの間にある者	初回 20日以上の間隔を置いて 3回 (生後2～12月)		
		追加 初回終了後6ヵ月以上の間隔を置いて 1回 (初回終了後12～18ヵ月)		
DT2期	11～13歳未満 (5種混合、4種混合、3種混合又はDTの1期を完了して いる者)	1回 (11歳)		
Hib (ヒブ)	生後2～60月に至るまでの間にある者	初回接種開始時期が ①生後2～7月に至るまでの間にある者 初回：生後12月に至るまでの間に、27日（医師が必要と認めるときは20 日）以上、標準的には27日（医師が必要と認めるときは20日） ～56日までの間隔を置いて 3回 追加：初回終了後7ヵ月以上、標準的には7～13ヵ月までの間隔を置いて 1回 ②生後7～12月に至るまでの間にある者 初回：生後12月に至るまでの間に、27日（医師が必要と認めるときは20 日）以上、標準的には27日（医師が必要と認めるときは20日） ～56日までの間隔を置いて 2回 追加：初回終了後7ヵ月以上、標準的には7～13ヵ月までの間隔を置いて 1回 ③生後12～60月に至るまでの間にある者 1回		

種類	対象者	接種方法 ()内は標準的な接種時期		時期	料金
BCG	1歳に至るまでの間にある者	1回 (生後5～8月)		年間	無料
水痘 (水ぼうそう)	生後12～36月に至るまでの間にある者	3ヵ月以上の間隔を置いて2回 標準的には、生後12～15月に至るまでの間に初回接種を行い、追加接種は初回終了後6～12ヵ月に至るまでの間隔を置いて1回行う。			
MR (麻しん・風しん) 麻しん 風しん	・生後12～24月に至るまでの間にある者 ・令和6年度にワクチン不足により接種が受けられなかった方 (令和6年度内に生後24月に達する、または達した者：令和4年4月2日～令和5年4月1日生まれの者)	第1期	1回 (生後12～15月)		
	・5歳～7歳未満で、小学校就学前1年間 (主に令和2年4月2日～令和3年4月1日生まれ) ・令和6年度にワクチン不足により接種が受けられなかった方 (令和6年度内における5歳以上7歳未満の者であって、小学校就学の始期に達する日の1年前の日から当該始期に達する日の前日までの間にある者：主に平成30年4月2日～平成31年4月1日生まれの者)	第2期	1回		
	・昭和37年4月2日から昭和54年4月1日の間に生まれた男性で、抗体検査を2025(令和7)年3月末までに実施し終えており、風しんの抗体検査結果が当該事業の抗体価の基準に照らし不十分であった方	第5期	1回		
日本脳炎 ※	生後6～90月に至るまでの間にある者	第1期	初回 6日以上、標準的には6～28日までの間隔を置いて2回(3歳) 追加 初回終了後6ヵ月以上、標準的にはおおむね1年を経過した時期に1回(4歳)		
	9～13歳未満	第2期	1回 (9歳)		
HPV (9価ワクチン) ※	・小学校6年生～高校1年生相当の年齢の女性	1ヵ月以上の間隔を置いて2回接種後、2回目の接種から3ヵ月以上の間隔を置いて1回 標準的には、2ヵ月の間隔を置いて2回接種後、1回目の接種から6ヵ月の間隔を置いて1回 ◎15歳未満の場合は、5ヵ月以上の間隔を置いて2回 標準的には、6ヵ月の間隔を置いて2回			
RSウイルス	妊娠28週0日から36週6日までの妊婦	妊娠毎に1回			
高齢者肺炎球菌 ワクチン (B類疾病)	・65歳の者 ・60歳以上65歳未満の者で、心臓、腎臓若しくは呼吸器の機能の障害又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害を有し、その程度が身体障害者手帳1級相当に該当する者	1回		年間	4,000円
高齢者インフルエンザ ワクチン (B類疾病)	・65歳以上の者 ・60歳以上65歳未満の者で、心臓、腎臓若しくは呼吸器の機能の障害又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害を有し、その程度が身体障害者手帳1級相当に該当する者 ※75歳以上の者は、標準量インフルエンザ又は高用量インフルエンザHAワクチンのいずれかを接種することができる	年1回		10月1日から翌3月31日	標準量 1,500円 高用量 未定
高齢者新型コロナ ワクチン (B類疾病)	・65歳以上の者 ・60歳以上65歳未満の者で、心臓、腎臓若しくは呼吸器の機能の障害又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害を有し、その程度が身体障害者手帳1級相当に該当する者	年1回		10月1日から翌3月31日	5,000円
高齢者带状疱疹 ワクチン (B類疾病)	・年度内に65、70、75、80、85、90、95、100歳を迎える者。 ・60歳以上65歳未満の者であって、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有し、その程度が身体障害者手帳1級相当に該当する者	生ワクチン 1回 組換えワクチン 2回		年間	1回あたり 生ワクチン 3,500円 組換え ワクチン 9,000円

注：定期の予防接種では「〇〇歳未満」とは、迎えるお誕生日の前日になります。

個別接種方式の事務図



大分市 保健所	① 個別予防接種実施 広報 → 被接種者 → ② 医療機関
	⑥ 各種印刷物作成 → ⑦ 医療機関
	⑥ 委託料支払 → 医師会 → ⑦ 医療機関
被接種者	② 予防接種予約 → 医療機関
	② 母子健康手帳（健康保険証） 予防接種済証 持参
	② 説明書（別紙） 読解
	② 予診票（別紙） 記入 → 医療機関
実施医療 機関	③ 受付・照合 説明書 交付 → 被接種者
	③ 予防接種実施
	母子健康手帳 記載 ③ 予防接種済証 交付 → 被接種者
	④ 予診票 提出 → 医師会 → ⑤ 大分市保健所
	実施報告書（別紙） 作成 → 医師会 → ⑤ 大分市保健所
	④ （3部複写・1部控） → （1部控） → （1部）
医師会 事務局	⑤ 委託料請求書 作成 → 大分市保健所 （コピー控） → （1部）
	⑤ 委託料明細書 作成 → 大分市保健所 （コピー控） → （1部）
	⑦ 委託料（市より） 配分 → 医療機関

図中の○数字は前ページの順路番号

委託料請求事務

- ・ 予診票に記入漏れ、誤記が無いことを確かめる。
（接種回数など）
- ・ 予診票を年齢区分、期別等で仕分けする。
※B類疾病の場合、自己負担者、免除者等で仕分けする。
- ・ 実施報告書に集計記入する。



毎月10日までに医師会へ提出

- ・ 予防接種実施報告書 2部
- ・ 予診票

●注意事項

- ・ 有料で受ける県外居住者及び対象年齢外の任意接種者については実施報告への計上及び予診票の提出は不要です。
- ・ 任意接種については、請求ができません。

●相互乗り入れ予防接種を行っている医療機関について

- ・ 大分市外分（大分県内）については、別途集計後、所属する医師会へ提出してください。

●医師会未加入の医療機関の請求方法

- ・ 別途配付の請求書に必要事項を記入の上、予診票と一緒に、大分市保健所保健予防課まで郵送してください。

令和8年度 大分市個別予防接種委託料

種 別	区 分	委託料 (税込)
5種混合	3歳未満	20,168円
	6歳未満	20,005円
	6歳以上	19,734円
ポ リ オ	3歳未満	10,103円
	6歳未満	9,940円
	6歳以上	9,669円
D P T - I P V	3歳未満	11,258円
	6歳未満	11,095円
	6歳以上	10,824円
D P T	3歳未満	9,443円
	6歳未満	9,280円
	6歳以上	9,009円
D T	3歳未満	6,803円
	6歳未満	6,640円
	6歳以上	6,369円
B C G	—	13,079円
M R (麻しん・風しん)	3歳未満	12,584円
	6歳未満	11,154円
	6歳以上	10,329円
風 し ん	3歳未満	9,042円
	6歳未満	7,612円
	6歳以上	6,787円
日 本 脳 炎	6歳未満	7,520円
	6歳以上	7,249円
HPVワクチン (9価)	—	27,034円
ヒブワクチン	3歳未満	9,049円
	3歳以上	8,886円
小児用肺炎球菌ワクチン	3歳未満	12,028円
	3歳以上	11,865円
水痘	—	10,879円
B型肝炎ワクチン (0.25mL製剤) (バイアル)	—	6,286円
B型肝炎ワクチン (0.25mL製剤) (シリンジ)	—	6,323円
B型肝炎ワクチン (0.5mL製剤) (バイアル)	—	6,531円
B型肝炎ワクチン (0.5mL製剤) (シリンジ)	—	6,569円
ロタリックス	—	16,599円
ロタテック	—	11,572円
RSウイルスワクチン	—	29,964円
接種不可者	—	2,113円
接種不可者 (MRで皮内反応検査を実施した場合のみ)	—	9,384円
高齢者肺炎球菌	—	11,594円
高齢者肺炎球菌接種不可者	—	2,113円
高齢者帯状疱疹	生ワクチン	8,624円
高齢者帯状疱疹	組換えワクチン	21,824円
高齢者帯状疱疹接種不可者	—	2,113円
高齢者インフルエンザ	標準量	4,321円
	高用量	未定
高齢者インフルエンザ接種不可者	—	1,876円
新型コロナワクチン	—	15,840円
新型コロナワクチン接種不可者	—	2,113円

※委託料の計算においては、「〇〇歳未満」はお誕生日の前々日までです。
(接種期間の計算と異なる点に注意してください。)

例：9月9日が誕生日で3歳⇒接種日が9月7日＝3歳未満、接種日が9月8日＝3歳以上

※委託料はワクチン代込みです。ワクチンは医療機関で購入してください。

●実施している予防接種の追加・取り下げについて

現在実施している予防接種の種類を追加または取り下げる際は、医師会を通じて市へ届け出てください。(様式は別冊資料集にあります。)

予防接種の実施についての注意事項(共通事項)

●接種上の注意点・予防接種の接種間隔等

- ・定期予防接種は、予防接種法施行令等に定められた**年齢**及び**接種間隔**の両方を満たす必要があります。上記を満たさない場合の接種については、任意接種として取り扱われ、費用は全額自己負担となります。
- ・予防接種ガイドライン（毎年4月発行、後日送付）を熟読して接種を行ってください。また、国立感染研究所が作成している「予防接種における間違いを防ぐために」には実際に起こった間違い事例などが掲載されておりますので、ご一読ください。

国立環境研究所予防接種情報URL：<https://www.niid.go.jp/niid/ja/vaccine-j.html>

このサイトのトピックスに最新の情報が掲載されています。



- ・万が一、予防接種間違い（過誤）が発生した場合は、発覚後速やかに「予防接種安全対策管理報告書」をご提出ください。（別冊「資料集」に様式有）

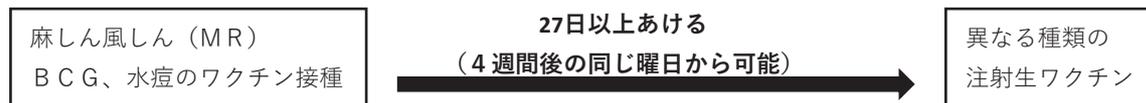
●ワクチンの取り扱いについて

- ・ワクチンに添付されている文書を熟読して取り扱ってください。
- ・ワクチン類は劇薬に分類されています。取扱いは法に定めるところにより適切に行ってください。
- ・定期接種に用いるワクチンは、予防接種実施規則第2条に規定されているとおり、国家検定に合格したワクチンでなければなりません。

●ワクチンを接種する際の接種間隔について

令和2年10月1日から、次の場合を除き、**接種間隔の制限が撤廃**されました。

- ・注射生ワクチンを接種した場合は、他の注射生ワクチン接種まで、27日以上の間隔をおくこと



- ・同じ種類のワクチン接種を複数回行う場合は、ワクチンごとに決められた間隔を守ること
- ※新型コロナワクチンについては、インフルエンザワクチンを除くその他のワクチンとの接種間隔を13日以上空けることとされていましたが、定期接種化に伴い、接種間隔をおく必要はありません。

●長期療養特例について（インフルエンザ予防接種および新型コロナワクチン接種を除く）

長期にわたり療養を必要とする疾病にかかったこと等により、接種対象年齢の間に定期接種を受けることができなかった方については、当該特別な事情がなくなった日から起算して2年（高齢者肺炎球菌ワクチン・高齢者帯状疱疹ワクチンは1年）を経過する日までの間、定期接種を受けられます。

ただし、予防接種の種類によって、時期や回数に制限がありますのでご注意ください。

●副反応報告について

医師等は、定期予防接種を受けた者が、当該接種を受けたことによるものと疑われる症状として、厚生労働省令で定める症状を呈していることを知ったときは、厚生労働大臣に報告することが義務付けられています（予防接種法第12条）。（別冊「資料集」に様式有）

1 ロタウイルスワクチン



使用ワクチン	接種量及び方法	法施行令で定められた期間	接種間隔と回数	標準的な（望ましい）接種時期・方法
ロタリックス	1.5ml経口接種	出生6週0日後 ～24週0日後まで	27日以上の間隔を おいて2回	1回目の接種は、生後2か月に 至った日から出生14週6日ま での間
ロタテック	2.0ml経口接種	出生6週0日後 ～32週0日後まで	27日以上の間隔を おいて3回	1回目の接種は、生後2か月に 至った日から出生14週6日ま での間

●注意事項

- ・出生15週0日後以降の初回接種は、腸重積のリスクが高まる可能性があることから推奨されていません。万が一行う場合は、副反応などのリスクを考慮し、保護者の同意が得られた場合に、行ってください。
- ・いずれか同一の製剤で接種を完了させることが原則です。母子健康手帳等でワクチンの種類・回数を必ず確認し、接種を行ってください。
- ・経口投与後に接種液を吐き出したとしても追加の投与は行いません。
- ・別冊「資料集」に接種期間の早見表を掲載していますのでご活用ください。

2 B型肝炎ワクチン



対象疾病	接種量及び方法	法施行令で定められた期間	接種間隔と回数	標準的な（望ましい）接種時期・方法
B型肝炎	0.25ml 皮下注射	1歳に至るまで (1歳の誕生日の 前日 まで)	3回接種 2回目は1回目から27日以上の間隔をおく 3回目は1回目から139日以上の間隔をおく	生後2か月から9か月に 至るまでの間

●注意事項

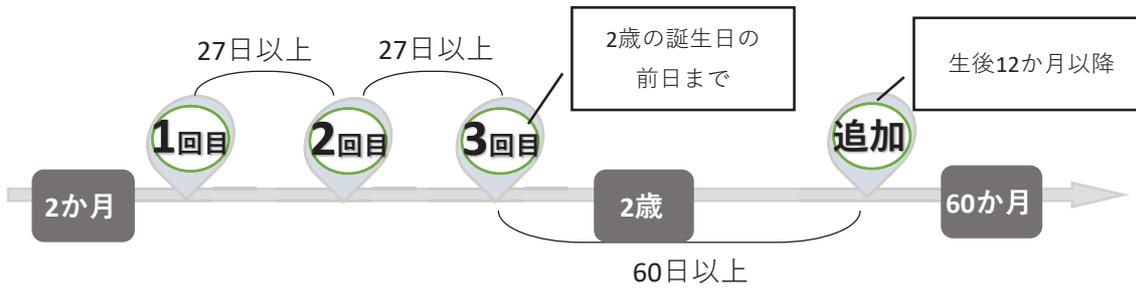
- ・ HBs抗原陽性の妊婦から生まれた児として、母子感染予防のために、保険適用で抗HBsヒト免疫グロブリンの投与に併せてB型肝炎ワクチンの投与の全部又は一部を受けた方は、定期の予防接種の対象者から除きます。
- ・ 既に任意で、定期の予防接種と同じ接種方法でB型肝炎ワクチンの接種を受けた方は、既に接種を受けた回数分の定期の予防接種を受けたものとみなします。
なお、これは、任意接種を定期接種として取扱い直すということではありません。
- ・ 長期療養特例により、10歳以上でB型肝炎ワクチンの接種を受ける場合の接種量は毎回0.5mLです。

3 小児用肺炎球菌ワクチン(15価、20価)

接種開始年齢により、接種回数が異なります。

○生後2か月から生後7か月に至るまでに接種開始

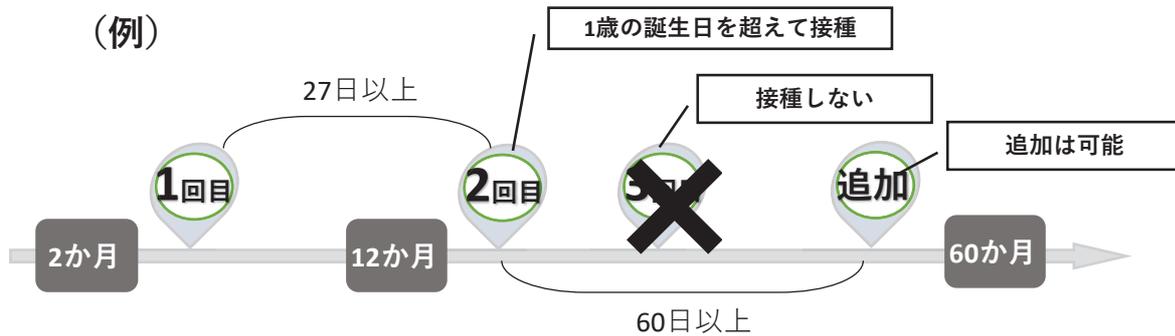
接種回数：4回



注意：2回目が1歳を超えた場合は3回目を行わない。(追加は可)

接種回数：3回

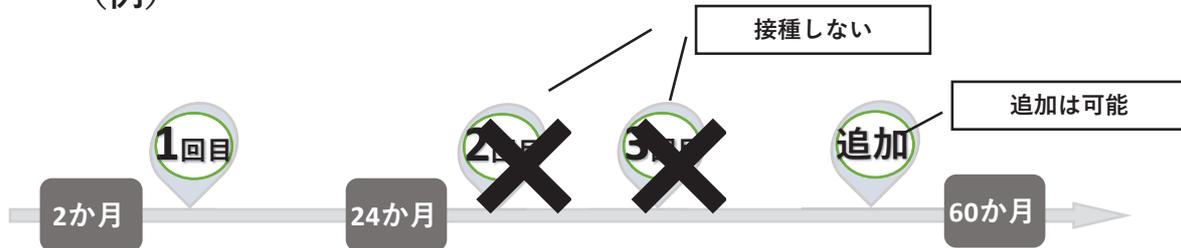
(例)



注意：2回目及び3回目が2歳を超えた場合は行わない。(追加は可)

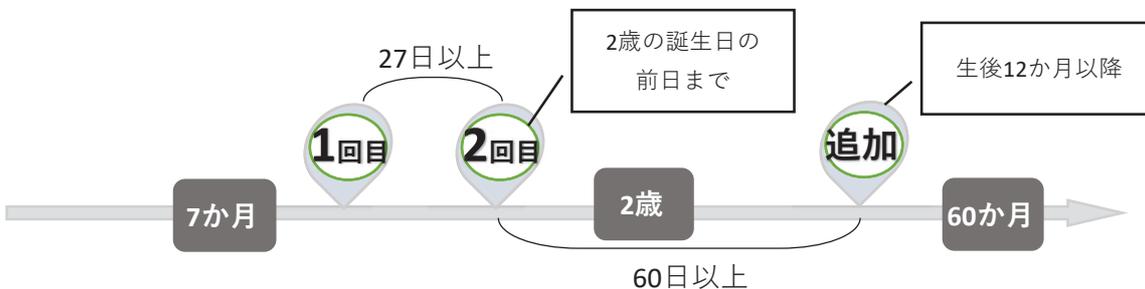
接種回数：2回

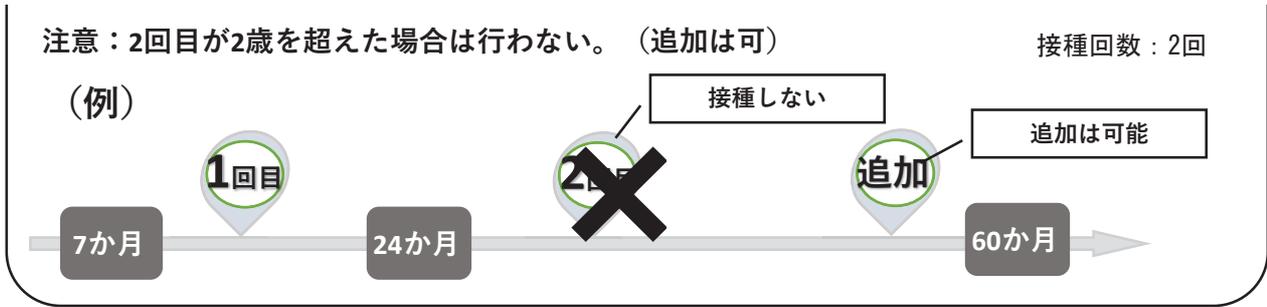
(例)



○生後7か月に至った日の翌日から生後12か月に至るまでに接種開始

接種回数：3回



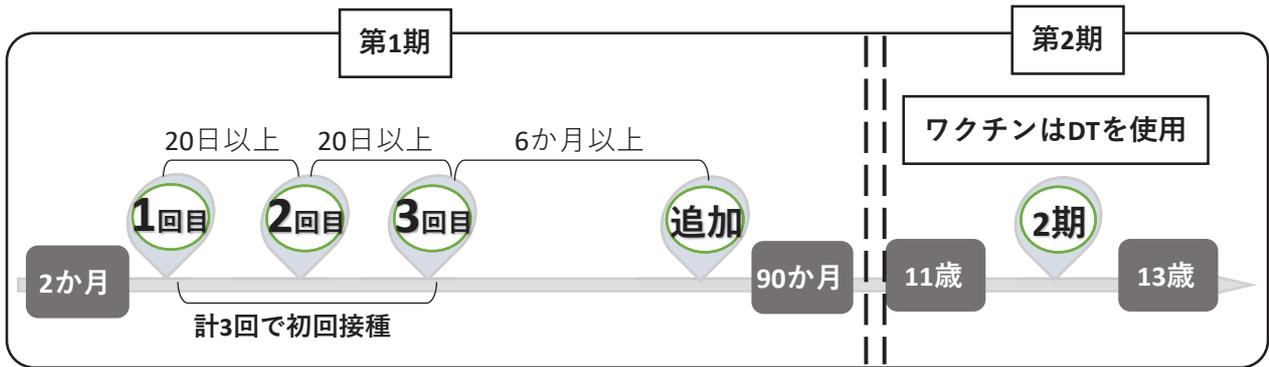


対象疾病	接種量 及び方法	法施行令で定め られた期間	実施規則で定められた 接種間隔と接種回数	標準的な (望ましい) 接種時期・方法
小児の肺炎 球菌感染症	0.5ml 筋肉内注射 又は皮下注射	生後2か月以 上、生後60月に 至るまで (5歳の誕生日の 前日まで)	<p>生後2か月から生後7か月に至るまで接種開始</p> <p>初回：生後24か月に至るまでの間に、27日以上の間隔をおいて3回接種 ただし、生後12か月を超えて2回目を接種した場合は、3回目を接種しない。</p> <p>追加：初回接種終了後、60日以上の間隔をおいてかつ生後12か月に至った日以降に1回接種</p> <p>生後7か月に至った日の翌日から生後12か月に至るまでに接種開始</p> <p>初回：生後24か月に至るまでの間に、27日以上の間隔をおいて2回接種</p> <p>追加：初回接種終了後、60日以上の間隔をおいてかつ生後12か月に至った日以降に1回接種</p> <p>生後12か月に至った日の翌日から生後24か月に至るまでに接種開始</p> <p>⇒60日以上の間隔をおいて2回接種</p> <p>生後24か月に至った日の翌日から生後60か月に至るまでに接種開始</p> <p>⇒1回接種</p>	<p>接種開始は 生後2か月から 生後7か月に 至るまで</p> <p>追加接種は 生後12か月から 生後15か月に 至るまで</p>

●注意事項

- ・ 長期療養特例により接種する場合は、6歳に達するまでの間は1回の接種ができます。
- ・ 13価から20価は接種切替となりますが、15価と20価の交互接種については、原則として同一のワクチンで接種を行うこととなっています。

4 5種混合 (DPT-IPV-Hib)、4種混合 (DPT-IPV)、3種混合 (DPT)、2種混合 (DT)



対象疾病	区分	接種量 及び方法	法施行令で定められた 期間	接種間隔と回数	標準的な (望ましい) 接種時期・方法
ジフテリア 百日せき 破傷風 ポリオ ヒブ感染症	1期	0.5ml 皮下注射 ※5種混合は 筋肉内注射可	生後2か月～90か月に至 るまで (満90か月齢にな る日の前日まで) ※DTのみ生後3か月～	20日以上の間隔を おいて3回	生後2か月から12か月に達 するまでに開始し、20日 から56日までの間隔をお く
				1期初回終了後、6か月の 間隔をおいて1回	1期初回終了後、6か月か ら1年半までの間隔をおく ※4種混合、3種混合は、1 期初回終了後、1年から1 年半までの間隔をおく
	2期	0.1ml 皮下注射	11歳以上13歳未満 (13歳の誕生日の前日ま で)	1回	11歳

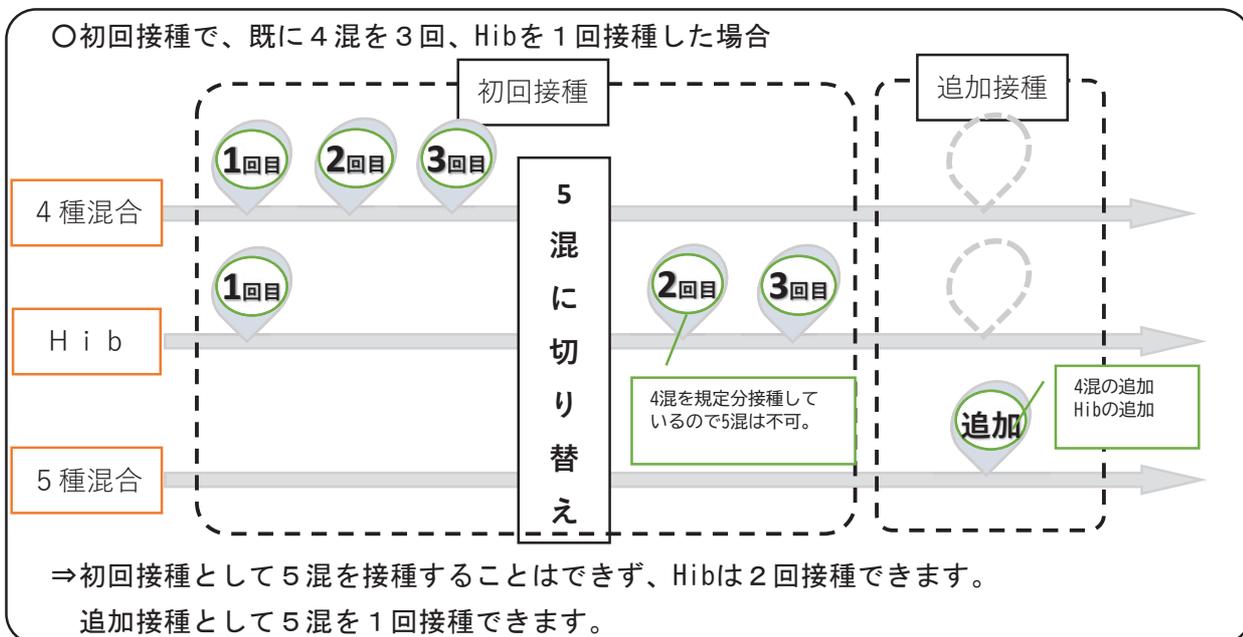
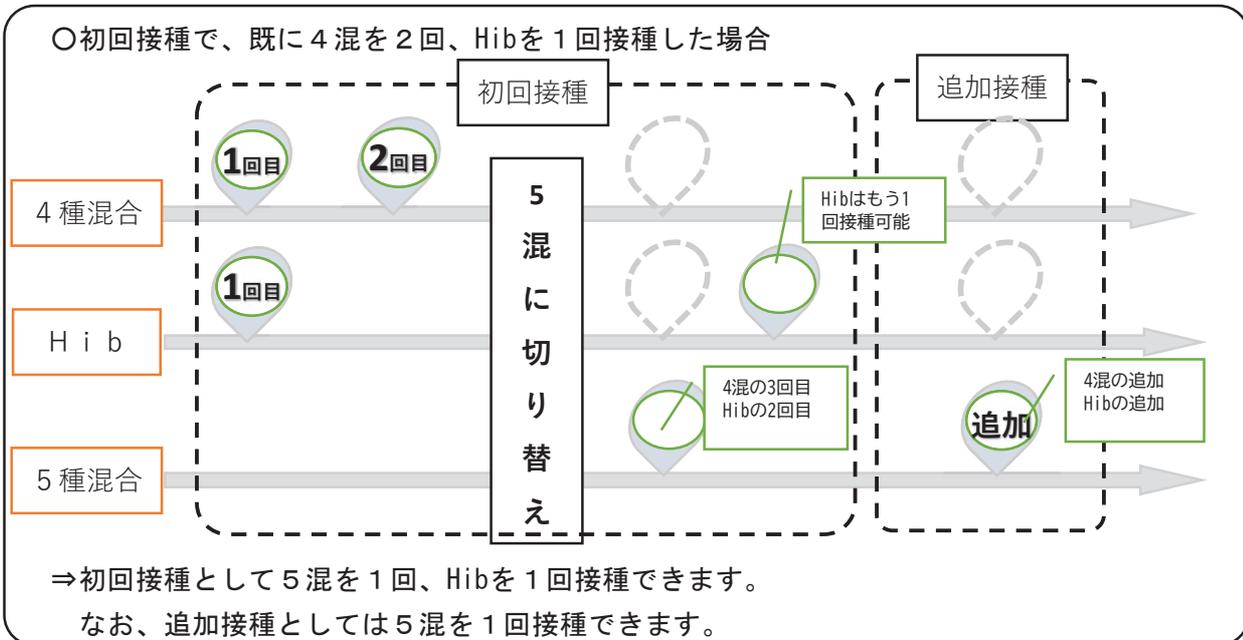
●注意事項

- ・接種を開始する際は5種混合ワクチンを使用してください。
- ・4種混合とHibを既に接種している場合、原則として引き続き同じワクチンを接種することとなります。
なお、例外として5種混合ワクチンに切り替える場合は、次頁のとおりとなります。
- ・長期療養特例により接種する場合の上限年齢は、15歳に達するまでの間です。

【例外】5種混合ワクチンへの交接種の考え方

H i b ワクチンと4種混合ワクチンの接種回数が異なる人については、引き続きそれぞれ個別に接種いただくことが原則ですが、仮に5種混合ワクチンを使用する場合は、**残りの接種回数が少ない方を充足するだけの回数を接種します。**

【接種方法の一例】



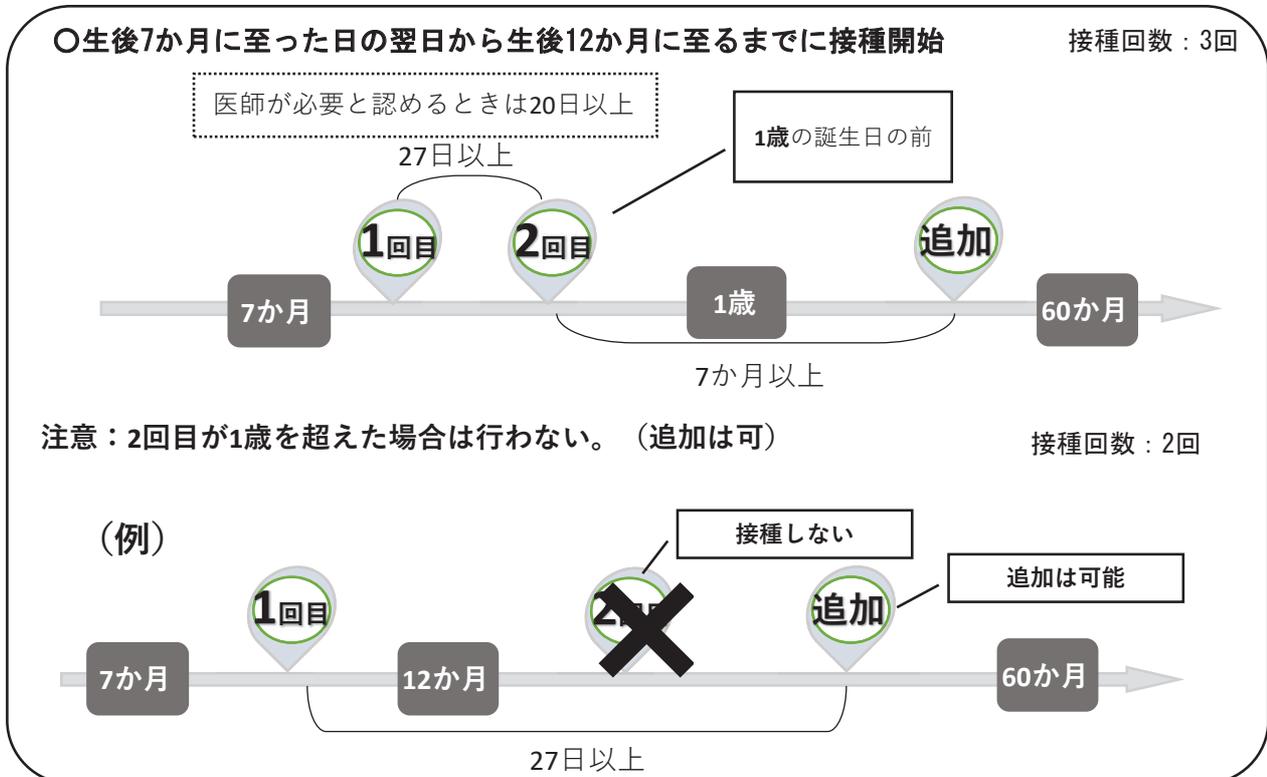
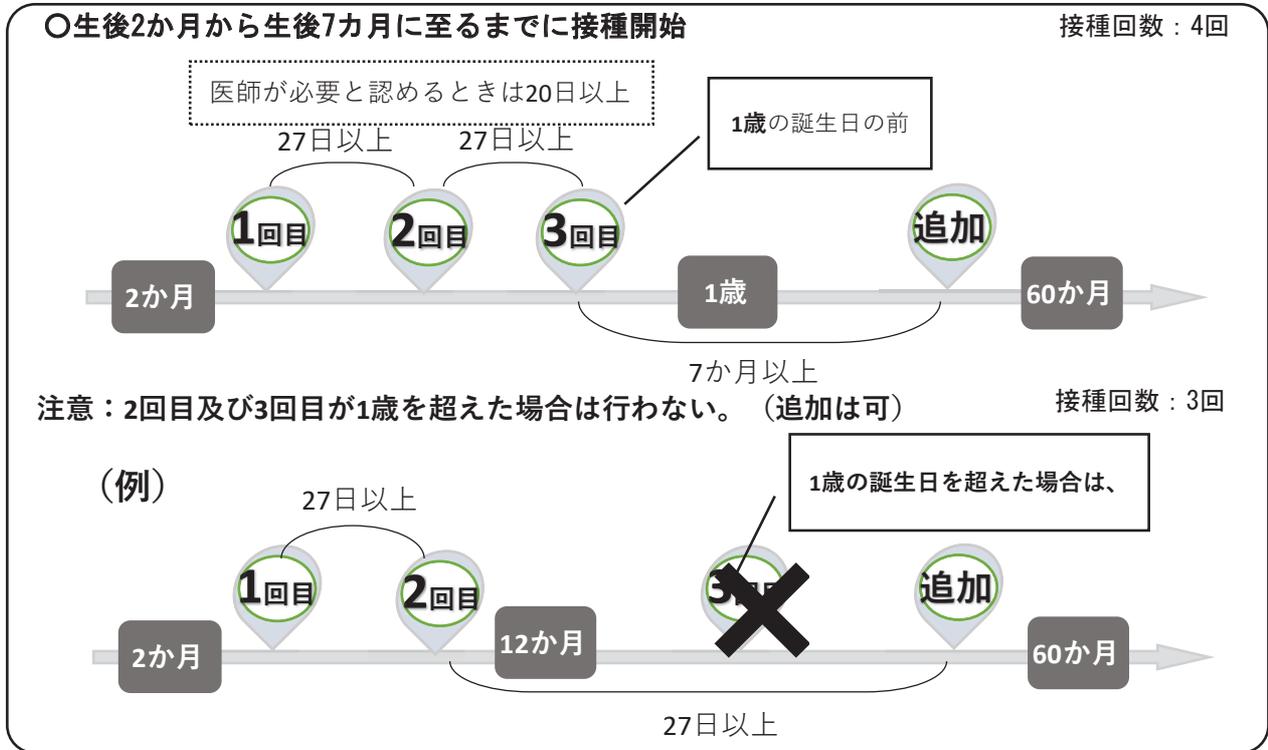
※接種間隔については、後から接種するワクチンから見て、前の接種との間隔が添付文書の通りとなるよう、必要な間隔を確保してください。

※4種混合ワクチンよりヒブワクチンの接種回数が多い場合で、4種混合ワクチンの販売中止等により市内での接種ができない場合には、5種混合ワクチンを定期接種とすることができます。

5 ヒブワクチン(インフルエンザ菌b型)

接種開始年齢により、接種回数が異なります。

令和6年4月1日から5種混合が定期接種となりましたが、既にヒブワクチン単独で接種を開始している者は、原則として引き続きヒブワクチンを接種することとなります。



○生後12か月に至った日の翌日から生後60か月に至るまでに接種開始

接種回数：1回

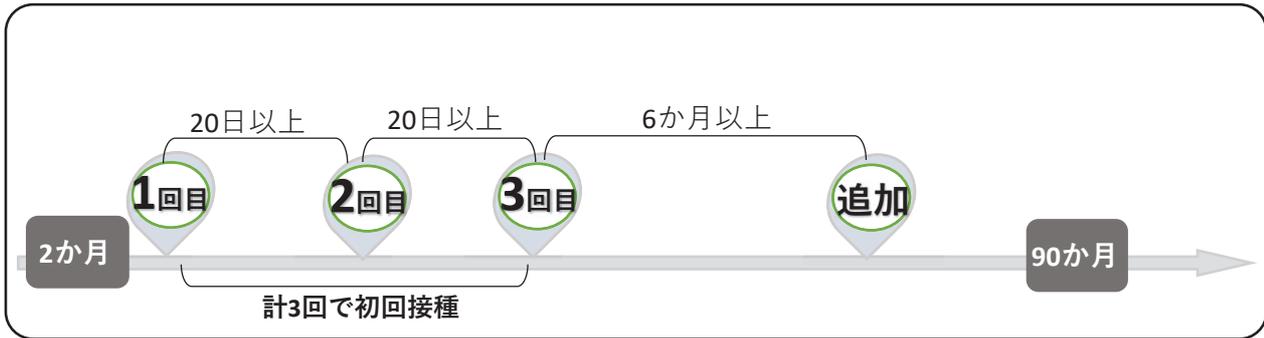


対象疾病	接種量 及び方法	法施行令で定め られた期間	実施規則で定められた 接種間隔と接種回数	標準的な (望ましい) 接種時期・方法
Hib感染症	0.5ml 皮下注射	生後2か月以 上、生後60月に 至るまで (5歳の誕生日の 前日まで)	生後2か月から生後7か月に至るまで接種開始 初回：生後12か月に至るまでの間に、27日 (医師が必要と認めるときは20日) 以上の 間隔をおいて 3回 接種 追加：初回接種終了後、7か月以上の間隔を おいて1回接種 ただし、初回接種を終了せずに生後12か月 を超えた場合は、初回接種に係る最後の注 射後27日 (医師が必要と認めるときは20 日) 以上の間隔をおいて 1回 接種	接種開始は 生後2か月から 生後7か月に 至るまで 初回接種は27日 (医師が必要と認 めるときは20日) から56日の間隔を おく 追加接種は 初回接種終了後 7か月から13か月ま での間隔をおく
			生後7か月に至った日の翌日から生後12か 月に至るまでに接種開始 初回：生後12か月に至るまでの間に、27日 (医師が必要と認めるときは20日) 以上の 間隔をおいて 2回 接種 追加：初回接種終了後、7か月以上の間隔を おいて1回接種 ただし、初回接種を終了せずに生後12か月 を超えた場合は、初回接種に係る最後の注 射後27日 (医師が必要と認めるときは20 日) 以上の間隔をおいて1回接種	
			生後12か月に至った日の翌日から生後60か 月に至るまでに接種開始 ⇒ 1回 接種	

●注意事項

- ・ 長期療養特例により接種する場合は、10歳に達するまでの間は1回の接種ができます。

6 不活化ポリオワクチン(IPV)



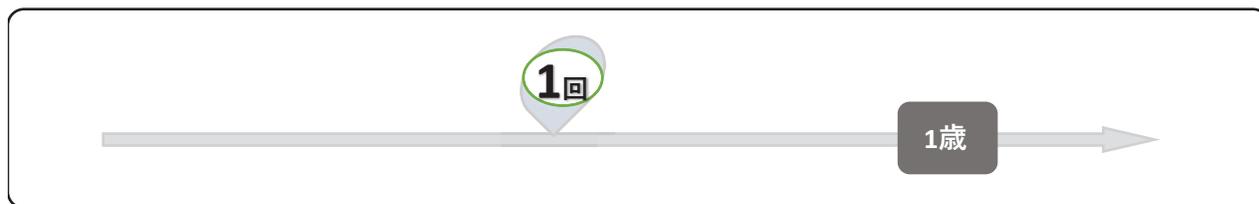
対象疾病	区分	接種量 及び方法	法施行令で定められた 期間	接種間隔と回数	標準的な（望ましい） 接種時期・方法
ポリオ	初回	0.5ml 皮下注射 ※5種混合は 筋肉内注射可	生後2か月～90か月に至 るまで（満90か月齢にな る日の前日まで）	20日以上の間隔を おいて3回	生後2か月から12か月に達 するまでに、20日から56 日までの間隔をおく
	追加			1期初回終了後、6か月の 間隔をおいて1回	1期初回終了後、1年から1 年半までの間隔をおく

●注意事項

過去のポリオワクチン接種歴に応じて、下記の対応をお願いします。

- ・生ポリオワクチンを1回接種した者については、4回の不活化ポリオワクチンの接種のうち1回の接種を終えたものとみなし、残り3回の不活化ポリオワクチンの接種を行う。
- ・海外等で、国内未承認の不活化ポリオワクチンを接種した者については、医師の判断と保護者の同意に基づき、4回の不活化ポリオワクチンの接種のうち、一部の回数の接種を終えたものとみなすことができ、残りの回数の不活化ポリオワクチンの接種を行う。
- ・生ポリオワクチンを2回接種した者については、不活化ポリオワクチンの追加接種は必要ありません。
- ・単独の不活化ポリオワクチンと4種混合ワクチンの併用（4回の接種のうち、一部の回数は単独の不活化ポリオワクチンを接種し、残りの回数は4種混合ワクチンを接種すること）は可能である。
- ・平成28年2月より、4回を超える不活化ポリオワクチン接種後の有効性及び安全性が確認されたことから、3種混合ワクチン（DPT）接種未完了者は、不活化ポリオワクチン（IPV）を必要回数（4回）分接種完了していても、すべて4種混合ワクチン（DPT-IPV）で対応できるようになりました。また、令和6年4月より5種混合ワクチン（DPT-IPV-HiB）で対応できるようになりました。

7 BCGワクチン



対象疾病	接種量及び方法	法施行令で定められた期間	回数	標準的な（望ましい）接種時期・方法
結核	経皮接種（管針法）	1歳に至るまで（1歳の誕生日の 前日 まで）	1回	生後5か月から生後8か月に達するまで

●注意事項

- ・ 予診で結核罹患歴・化学予防歴のあることが判明した場合は接種を行わないでください。結核患者との接触歴がある者については、感染していないことが確認された場合にのみ接種を行うことができます（患者発生に際して健診を受けたか否かを尋ねる。それに対して「受診し、異常がなかった」と申告した者には接種が可能である。「受診していない」と申告した者については、適切な医療機関で精密検査を受けるよう指導する。精密検査を受け、かつその結果異常がない場合に限って、次の機会にBCG接種を受けることができる。）。また接種後10日までに接種部位に明らかな発赤・腫脹、針痕部位の化膿など（コッホ現象）がみられた場合には結核に感染している可能性が高いため、すみやかに接種医療機関を受診するよう、指導してください。
- ・ 長期療養特例による接種は、上限年齢が4歳に達するまでの間ですのでご注意ください。

【コッホ現象について】

コッホ現象は、結核の感染を受けている人にBCG接種を行った場合に接種した部位を中心に起こる反応のことで、接種されたBCG菌に対して前からできている免疫が強く作用して（一種の防御作用）起こるものです。そのため、初めてBCG接種をするときに比べて局所の反応は早期に（接種後1、2日から、遅くとも10日まで）始まり、またやや強く出ますが治り方も早く、接種後2週間から1か月で治ります。以前、小・中学校で行われていたBCG再接種のときに見られた反応も、実は弱い「コッホ現象」と言えるもので、コッホ現象それ自体は特に有害な反応ではありません。

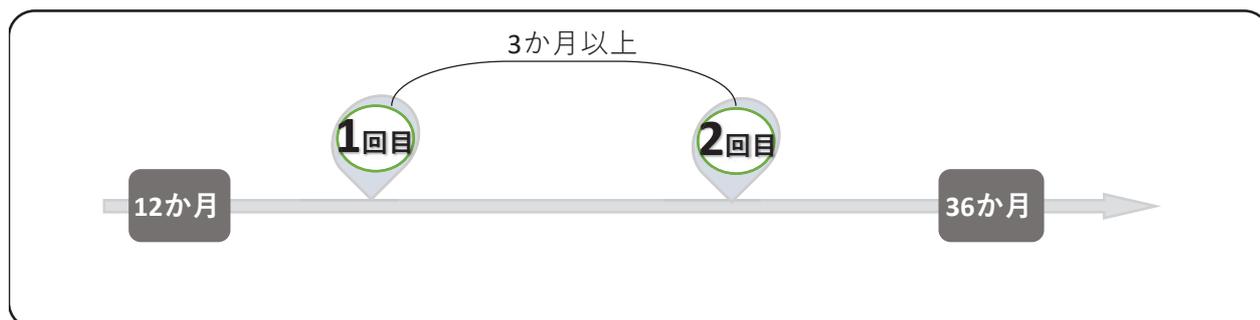
【コッホ現象出現時の対応】

- ① 速やかに再受診をして確認する
- ② 接種局所を清潔に保つ（特別な処置は不要）
⇒反応が起こってから糜爛や潰瘍が消退するまでの経過が概ね4週間を超える等治癒が遷延する場合は、再受診させ、応じた処置をお願いします。
- ③ コッホ現象と診断した場合、保護者の同意を得て、直ちに「コッホ現象事例報告書」を提出（別冊「資料集」に様式有）
※保護者の同意が得られない場合は、個人情報を除く事項を提出してください。

【副反応報告書の提出】

コッホ現象は、通常、副反応報告基準に該当しないため、報告は不要です。ただし、接種局所の変化の経過が遷延し、4週間以上にわたって湿潤する場合は、「接種局所の膿瘍」として報告をお願いします。

8 水痘ワクチン

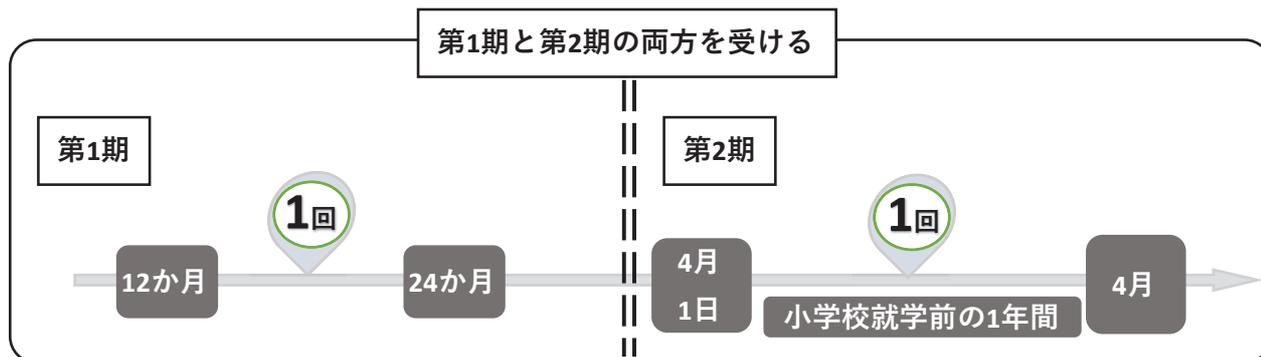


対象疾病	接種量及び方法	法施行令で定められた期間	接種間隔と回数	標準的な（望ましい）接種時期・方法
水痘 (水ぼうそう)	0.5ml 皮下注射	生後12か月～生後36か月に至るまで (1歳の誕生日の前日から3歳の誕生日の 前日 まで)	3か月以上の間隔を おいて2回	1回目：生後12か月から生後15か月に至るまでの間 2回目：1回目接種終了後、6か月から12か月までの間隔をおく

●注意事項

- 既に水痘に罹患したことがある方は、抗体があると考えられるため、予防接種の必要はありません。
- 定期接種よりも先に任意接種で、かつ定期の予防接種と同じ接種方法で水痘ワクチンの接種を受けた方は、既に接種を受けた回数分の定期の予防接種を受けたものとみなします。
なお、これは、任意接種を定期接種として取扱い直すということではありません。
- ガンマグロブリンの投与を受けた者は3か月以上過ぎてから接種してください。また、川崎病などでガンマグロブリン大量療法を受けた者は6か月以上過ぎてから接種してください。

9 麻しん風しん(MR)ワクチン



対象疾病	接種量及び方法	区分	法施行令で定められた期間
麻しん 風しん	0.5ml 皮下注射	第1期	生後12か月～生後24か月に至るまで (1歳の誕生日の前日から2歳の誕生日の 前日 まで)
		第2期	5歳以上7歳未満の者で、 小学校就学前1年間(4月1日～3月31日) (主に令和2年4月2日～令和3年4月1日生まれ)

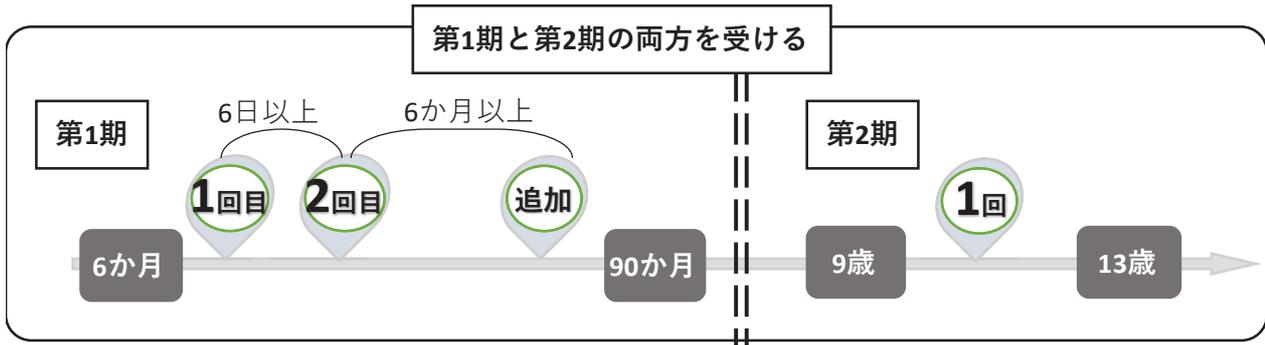
【令和6年度内にMRワクチンの偏在等が生じたことにより、接種ができなかった者の取り扱い】

対象疾病	接種量及び方法	区分	対象者及び特例期間
麻しん 風しん	0.5ml 皮下注射	第1期	令和6年度内に生後24月に達する、又は達した者であって、MRワクチンの偏在等が生じたことを理由にワクチンの接種ができなかった者：令和4年4月2日～令和5年4月1日生まれの者（令和7年4月1日～令和9年3月31日）
		第2期	令和6年度における第2期の対象者（5歳以上7歳未満の者であって、小学校就学の始期に達する日の1年前の日から当該始期に達する日の前日までの間にあるもの）であってMRワクチンの偏在等が生じたことを理由にワクチンの接種ができなかった者：主に平成30年4月2日～平成31年4月1日生まれの者（令和7年4月1日～令和9年3月31日）
		第5期	昭和37年4月2日～昭和54年4月1日生まれの男性であって、令和6年度末までに抗体検査を実施した結果、風しんの抗体が不十分な者（令和7年4月1日～令和9年3月31日）

●注意事項

- ・ 通常はMR混合ワクチンを使用します。
麻しん又は風しんに罹患した者は、MR混合ワクチン、罹患していない方の単独ワクチンのいずれも使用することができます。
- ・ 保護者の強い要望がある場合に限り、麻しんワクチンと風しんワクチンと別々に接種することができます。
- ・ ガンマグロブリンの投与を受けた者は3か月以上過ぎてから接種してください。また、川崎病などでガンマグロブリン大量療法を受けた者は6か月以上過ぎてから接種してください。
- ・ 接種不可者のうち、皮内テストを行ったものを報告書に計上する際は、その他の接種不可者とは別枠に記載してください。

10 日本脳炎ワクチン



対象疾病	接種量及び方法	区分	接種間隔と回数	法施行令で定められた期間	標準的な(望ましい)接種時期・方法	
日本脳炎	3歳未満 0.25ml	第1期	初回	6日以上の間隔を おいて2回	生後6か月～生後90か 月に至るまで (満90か月齢になる日の 前日まで)	3歳 6日から28日までの間 隔をおく
	3歳以上 0.5ml		追加	1期初回(2回)終了後、 6か月以上の間隔を おいて1回		4歳 初回接種終了後、概ね1 年を経過した時期
	皮下注射	第2期	1回	9歳以上13歳未満 (13歳の誕生日の前日まで)	9歳	

●日本脳炎予防接種の特例について

平成17年度から平成21年度にかけての接種の積極的勧奨の差し控えにより、予防接種を受ける機会を逸した方は、20歳に至るまでの間、定期予防接種を受けることができます。

【令和8年度の対象者】

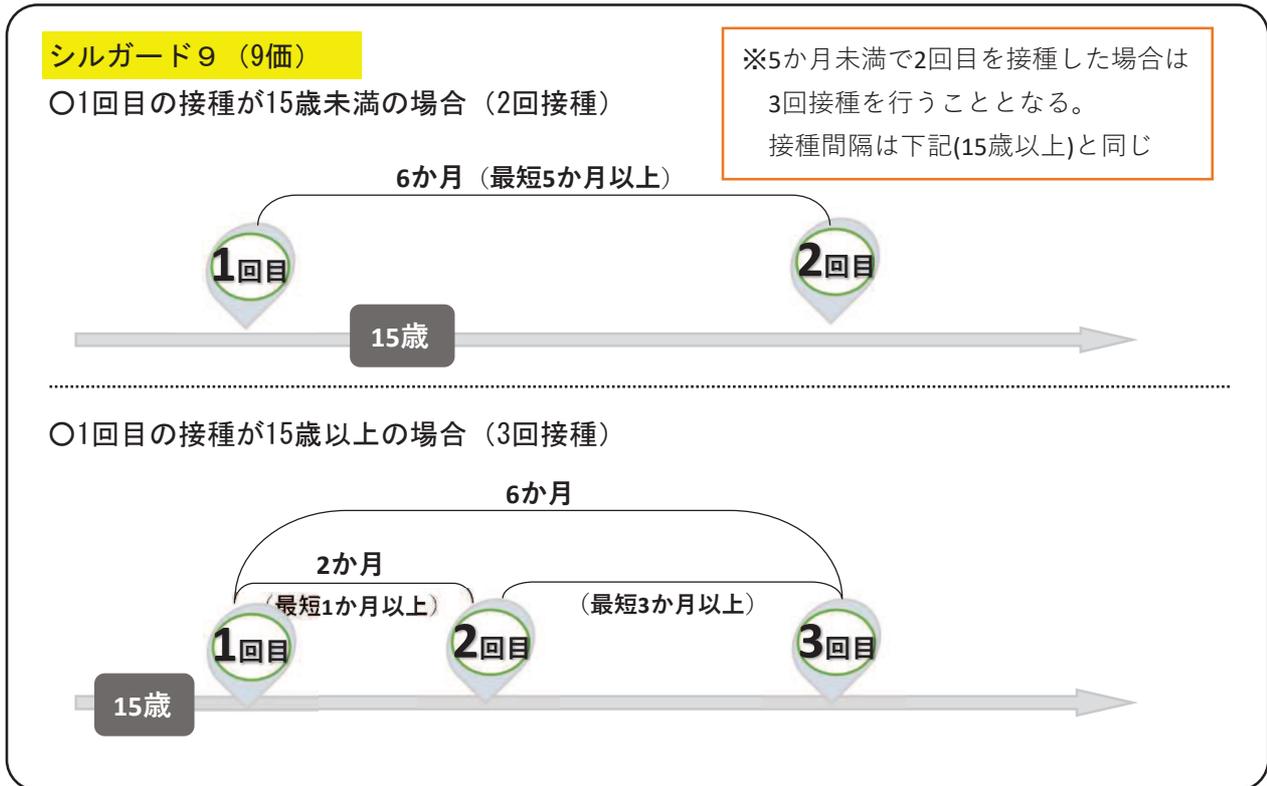
平成18年(2006年)4月2日生～平成19(2007)年4月1日生 で 20歳未満 の者

※平成18年度生まれの方は、令和8年度中に20歳を迎えますのでご注意ください。

平成23年5月19日までに接種した回数で、下記のとおり接種方法が異なります。

既接種回数	残りの接種回数	接種方法(第1期)	接種方法(第2期)
0	4	<p>6日以上 6か月以上 6日以上(5年の間隔をあけることが望ましい)</p>	<p>1回</p>
1	3	<p>6日以上 6日以上(5年の間隔をあけることが望ましい)</p>	<p>1回</p>
2	2	<p>6日以上(5年の間隔をあけることが望ましい)</p>	<p>1回</p>
3	1	<p>前回接種から6日以上(5年の間隔をあけることが望ましい)</p>	<p>1回</p>

11 HPV(子宮頸がん予防)ワクチン

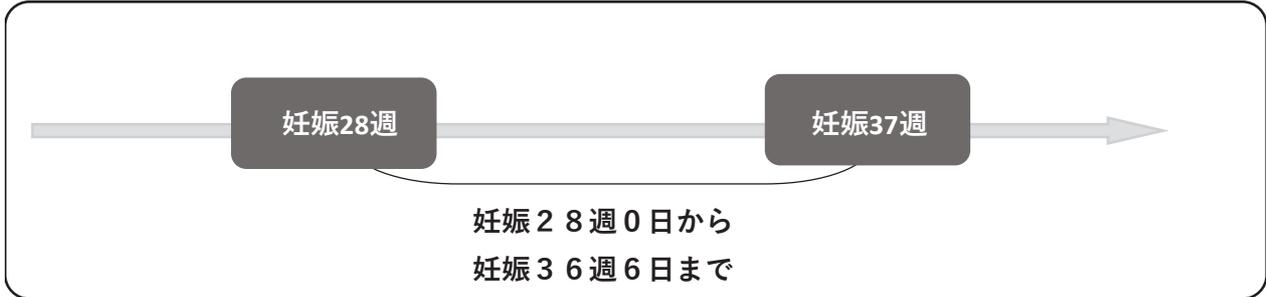


法施行令で定められた期間 (対象者)	接種量及び方法	使用ワクチン	接種間隔と回数	標準的な (望ましい) 接種時期・方法
【定期接種】 小学校6年生相当から 高校1年生相当の女性 (平成22年4月2日から平成27年4月1日までに生まれた女性)	0.5ml 筋肉内注射	シルガード	2回 (※1回目の接種が15歳未満) 2回目:1回目の接種から5か月以上の間隔をおく	中学1年生のとき 2回目:1回目の接種から6か月の間隔をおく
			3回 2回目:1回目の接種から1か月以上の間隔をおく 3回目:2回目の接種から3か月以上の間隔をおく	中学1年生のとき 2回目:1回目の接種から2か月の間隔をおく 3回目:1回目の接種から6か月の間隔をおく

●注意事項

- ・ 同じ種類のワクチンで接種を完了させることが原則ですが、サーバリックスもしくはガーダシルで規定接種回数の一部を完了した者がシルガード9により残りの回数の接種を行う交接種は、適切な情報提供に基づき、接種医と被接種者 (保護者) がよく相談した上であれば、実施しても差し支えありません。
- ・ 定期接種の回数は最大3回です。交接種を行ったとしても接種できる回数は残りの回数分です。合計3回を超える接種は任意接種となります。
- ・ 13歳未満の者は、保護者の同伴が必要です。
13歳以上16歳未満に接種する場合においては、予め接種することの保護者の同意を予診票上の保護者自署欄にて確認できた者については、保護者の同伴を要しません。

12 RSウイルスワクチン

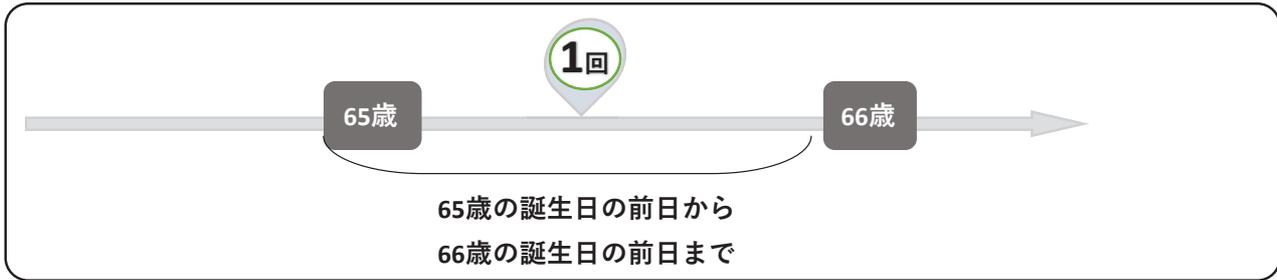


対象疾病	接種量 及び方法	回数	法施行令で定められた期間
RSウイルス 感染症	0.5ml 筋肉内注射	妊娠毎に1回	妊娠28週から37週に至るまで

●注意事項

- ・RSウイルス感染症にかかったことのある者についても定期接種の対象となります。
- ・接種に際しては、接種前に母子健康手帳の提示を求めてください。接種記録は母子健康手帳「予防接種の記録」に記録してください。
- ・同時接種については、医師が特に必要と認めた場合に行うことができます。
- ・妊娠高血圧症候群の発症リスクが高いと医師が判断する者については、予防接種の実施計画における「予防接種の判断を行うに際して注意をする者」として、接種に際して留意してください。
- ・接種後14日以内に出生した乳児における有効性は確立していないことから、妊娠39週に至るまでの間に妊娠終了を予定している場合、その14日前までに接種を完了させることが望ましく、定期接種の周知にあたっては、その旨を伝えてください。
- ・妊娠39週に至るまでの間に妊娠終了を予定している場合、その14日前以降に接種を行う場合、上記について十分に説明を行い、同意を得られた場合に接種してください。

13 高齢者肺炎球菌ワクチン



対象疾病	接種量 及び方法	回数	法施行令で定められた期間
高齢者の肺炎球菌感染症	0.5ml 筋肉内注射	1回	<ul style="list-style-type: none"> ・65歳の者=65歳の誕生日の前日から66歳の誕生日の前日まで ・60歳以上65歳未満の者で、心臓、腎臓若しくは呼吸器の機能の障害又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害を有し、その程度が身体障害者手帳1級相当に該当する者

●注意事項

- ・過去に肺炎球菌ワクチンの接種を受けたことのある方であって、20価（プレバナー）の接種を行う必要がないと認められる方は、定期接種の対象とはなりません。
- ・定期予防接種に使用できるワクチンは、沈降20価肺炎球菌結合型ワクチン（PCV20）のみです。23価肺炎球菌莢膜ポリサッカライドワクチン（ニューモバックスNP）は、対象外です。
- ・対象者が接種を希望するかどうかの意思確認及び署名が必要です。

●接種費用

- ・被接種者から自己負担金（4,000円）を徴収してください。
 - ・市民税非課税世帯及び生活保護世帯は自己負担金が免除となります。
下記の書類にて確認し、予診票の右上に必要事項を記載又はコピーを添付してください。
- 生活保護診療依頼証または、生活保護受給資格者証
生活保護受給資格者証は、4月中に交付予定
 - 高齢者肺炎球菌ワクチン無料接種対象者確認書
 - 市民税非課税世帯確認書
 - 介護保険料決定通知書 （6月までの令和7年度分のみ）
 - ※7月以降の確認には使用できません。**
 - 介護保険負担限度額認定証

別紙資料集に参考有

※証明がない場合は保健所に連絡するようにお伝えください。
- ・自己負担金免除証明書類の確認は接種日当日に行ってください。自己負担金徴収後に市から自己負担金を返還することはできません。

14 高齢者インフルエンザワクチン



対象疾病	回数	使用ワクチン	法施行令で定められた期間
インフルエンザ	毎年度 1回	標準量インフルエンザ HAワクチン 0.5ml 皮下注射	<ul style="list-style-type: none"> ・65歳以上の者（75歳以上も含む） ・60歳以上65歳未満の者で、心臓、腎臓若しくは呼吸器の機能の障害又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害を有し、その程度が身体障害者手帳1級相当に該当する者
		高用量インフルエンザ HAワクチン 0.7ml 筋肉内注射	<ul style="list-style-type: none"> ・75歳以上の者

●注意事項

・令和8年10月より、75歳以上の者を対象に高用量インフルエンザHAワクチンが、定期接種に追加されます。

・対象者が接種を希望するかどうかの意思確認及び署名が必要です。

インフルエンザ予防接種は、対象者自身が接種を希望する場合にのみ接種を行うものであり、対象者に接種の義務はありません。

接種意思の確認について、認知症等で対象者の医師が確認できない場合は、家族やかかりつけの医師の協力を得て、意思確認を行ってください。

それでもなお意思確認できない場合は、予防接種法に基づく定期の予防接種として行うことはできません。

また、接種希望の意思確認はできるものの、身体的理由で対象者本人が自署できない場合は、家族等による代筆も可能です。その場合は、予診票の「接種を受ける方の署名」欄に、代筆者が対象者の名前を代筆署名し、右側に代筆者の氏名及び対象者との続柄を記入してください。

●接種費用

・被接種者から自己負担金（標準量1,500円、高用量未定）を徴収してください。

・市民税非課税世帯及び生活保護世帯は自己負担金が免除となります。

下記の書類にて確認し、予診票の右上に必要事項を記載又はコピーを添付してください。

- 生活保護診療依頼証または、生活保護受給資格者証
生活保護受給資格者証は、4月中に交付予定
- 高齢者インフルエンザワクチン無料接種対象者確認書
- 市民税非課税世帯確認書
- 介護保険負担限度額認定証
- 後期高齢者医療資格確認書

別紙資料集に参考有

※証明がない場合は保健所に連絡するようにお伝えください。

・自己負担金免除証明書類の確認は接種日当日に行ってください。自己負担金徴収後に市から自己負担金を返還することはできません。

15 新型コロナワクチン



対象疾病	回数	法施行令で定められた期間
新型コロナワクチン	毎年度 1回	<ul style="list-style-type: none"> ・65歳以上の者 ・60歳以上65歳未満の者で、心臓、腎臓若しくは呼吸器の機能の障害又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害を有し、その程度が身体障害者手帳1級相当に該当する者

●注意事項

- ・対象者が接種を希望するかどうかの意思確認及び署名が必要です。

新型コロナワクチン接種は、対象者自身が接種を希望する場合にのみ接種を行うものであり、対象者に接種の義務はありません。

接種意思の確認について、認知症等で対象者の医師が確認できない場合は、家族やかかりつけの医師の協力を得て、意思確認を行ってください。

それでもなお意思確認できない場合は、予防接種法に基づく定期の予防接種として行うことはできません。

また、接種希望の意思確認はできるものの、身体的理由で対象者本人が自署できない場合は、家族等による代筆も可能です。その場合は、予診票の「接種を受ける方の署名」欄に、代筆者が対象者の名前を代筆署名し、右側に代筆者の氏名及び対象者との続柄を記入してください。

●接種費用

- ・被接種者から自己負担金（5,000円）を徴収してください。

- ・市民税非課税世帯及び生活保護世帯は自己負担金が免除となります。

下記の書類にて確認し、予診票の右上に必要事項を記載又はコピーを添付してください。

○生活保護診療依頼証または、生活保護受給資格者証

生活保護受給資格者証は、4月中に交付予定

○新型コロナワクチン接種無料接種対象者確認書

○市民税非課税世帯確認書

○介護保険負担限度額認定証

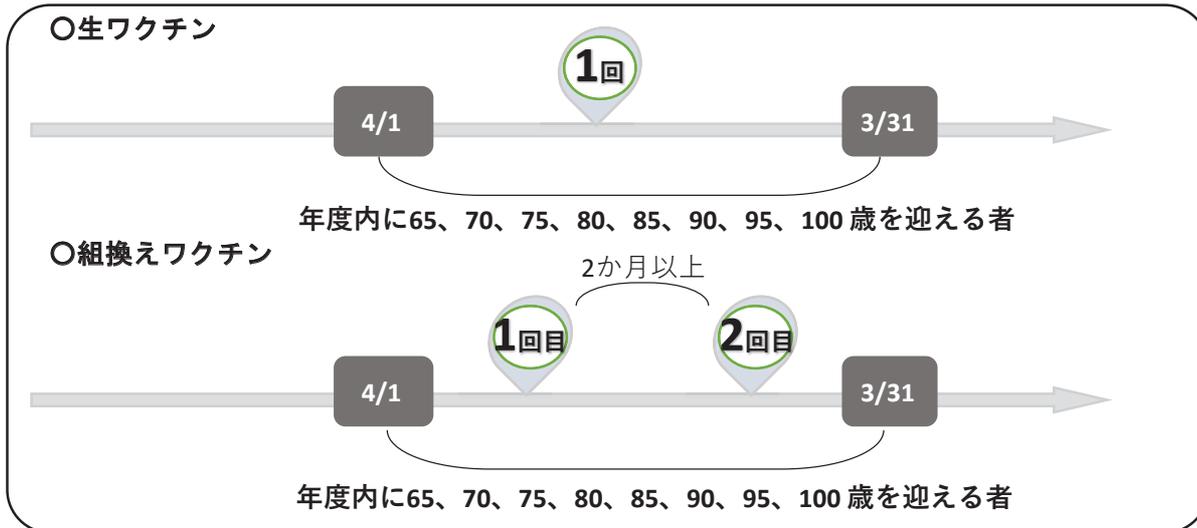
○後期高齢者医療資格確認書

別紙資料集に参考有

※証明がない場合は保健所に連絡するようにお伝えください。

- ・自己負担金免除証明書類の確認は接種日当日に行ってください。自己負担金徴収後に市から自己負担金を返還することはできません。

16 高齢者帯状疱疹ワクチン



対象疾病	使用ワクチン	接種量及び方法	接種間隔と回数	法施行令で定められた期間
高齢者の帯状疱疹	生ワクチン	0.5ml 皮下注射	1回	<ul style="list-style-type: none"> ・年度内に65、70、75、80、85、90、95、100歳を迎える者。 ・60歳以上65歳未満の者であって、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有し、その程度が身体障害者手帳1級相当に該当する者
	組換えワクチン	0.5ml 筋肉内注射	2か月以上の間隔（標準は2か月）をおいて2回	

●注意事項

- ・対象者が接種を希望するかどうかの意思確認及び署名が必要です。
- ・帯状疱疹ワクチンの交接種はできません。
- ・生ワクチンとそれ以外の注射生ワクチンの接種間隔は、27日以上おいてください。
- ・過去に帯状疱疹ワクチンの予防接種を受けたことがある方は、基本的には対象外ですが、当該予防接種を行う必要があると、医師に判断された場合定期接種として接種することができます。なお、既に組換えワクチンを1回任意接種として行っていた場合は、残りの1回を接種できます。

●接種費用

・被接種者から自己負担金（生ワクチン3,500円、組換えワクチン1回あたり9,000円）を徴収してください。

- ・市民税非課税世帯及び生活保護世帯は自己負担金が免除となります。

下記の書類にて確認し、予診票の右上に必要事項を記載又はコピーを添付してください。

- 生活保護診療依頼証または、生活保護受給資格者証
生活保護受給資格者証は、4月中に交付予定
- 高齢者帯状疱疹予防接種無料接種対象者確認書
- 市民税非課税世帯確認書
- 介護保険料決定通知書（6月までの令和7年度分のみ）
※7月以降の確認には使用できません。
- 介護保険負担限度額認定証
- 後期高齢者医療資格確認書

別紙資料集に参考有

※証明がない場合は保健所に連絡するようにお伝えください。

- ・自己負担金免除証明書類の確認は接種日当日に行ってください。自己負担金徴収後に市から自己負担金を返還することはできません。

高齢者帯状疱疹ワクチン接種対象者早見表

対象年齢	R7年度	
65歳	昭和35年4月2日	から 昭和36年4月1日生まれ
70歳	昭和30年4月2日	から 昭和31年4月1日生まれ
75歳	昭和25年4月2日	から 昭和26年4月1日生まれ
80歳	昭和20年4月2日	から 昭和21年4月1日生まれ
85歳	昭和15年4月2日	から 昭和16年4月1日生まれ
90歳	昭和10年4月2日	から 昭和11年4月1日生まれ
95歳	昭和 5年4月2日	から 昭和 6年4月1日生まれ
100歳以上	大正15年4月1日以前の生まれ	

対象年齢	R8年度	
65歳	昭和36年4月2日	から 昭和37年4月1日生まれ
70歳	昭和31年4月2日	から 昭和32年4月1日生まれ
75歳	昭和26年4月2日	から 昭和27年4月1日生まれ
80歳	昭和21年4月2日	から 昭和22年4月1日生まれ
85歳	昭和16年4月2日	から 昭和17年4月1日生まれ
90歳	昭和11年4月2日	から 昭和12年4月1日生まれ
95歳	昭和 6年4月2日	から 昭和 7年4月1日生まれ
100歳	大正15年4月2日	から 昭和 2年4月1日生まれ

対象年齢	R9年度	
65歳	昭和37年4月2日	から 昭和38年4月1日生まれ
70歳	昭和32年4月2日	から 昭和33年4月1日生まれ
75歳	昭和27年4月2日	から 昭和28年4月1日生まれ
80歳	昭和22年4月2日	から 昭和23年4月1日生まれ
85歳	昭和17年4月2日	から 昭和18年4月1日生まれ
90歳	昭和12年4月2日	から 昭和13年4月1日生まれ
95歳	昭和 7年4月2日	から 昭和 8年4月1日生まれ
100歳	昭和 2年4月2日	から 昭和 3年4月1日生まれ

対象年齢	R10年度	
65歳	昭和38年4月2日	から 昭和39年4月1日生まれ
70歳	昭和33年4月2日	から 昭和34年4月1日生まれ
75歳	昭和28年4月2日	から 昭和29年4月1日生まれ
80歳	昭和23年4月2日	から 昭和24年4月1日生まれ
85歳	昭和18年4月2日	から 昭和19年4月1日生まれ
90歳	昭和13年4月2日	から 昭和14年4月1日生まれ
95歳	昭和 8年4月2日	から 昭和 9年4月1日生まれ
100歳	昭和 3年4月2日	から 昭和 4年4月1日生まれ

対象年齢	R11年度	
65歳	昭和39年4月2日	から 昭和40年4月1日生まれ
70歳	昭和34年4月2日	から 昭和35年4月1日生まれ
75歳	昭和29年4月2日	から 昭和30年4月1日生まれ
80歳	昭和24年4月2日	から 昭和25年4月1日生まれ
85歳	昭和19年4月2日	から 昭和20年4月1日生まれ
90歳	昭和14年4月2日	から 昭和15年4月1日生まれ
95歳	昭和 9年4月2日	から 昭和10年4月1日生まれ
100歳	昭和 4年4月2日	から 昭和 5年4月1日生まれ

定期予防接種（B類）の対象者

①高齢者インフルエンザ予防接種及び新型コロナワクチン接種は、

「接種日に65歳以上の者」が対象となる。

高齢者インフルエンザ予防接種の高用量インフルエンザHAワクチンの接種は、

「接種日に75歳以上の者」が対象となる。

高齢者肺炎球菌予防接種は、

「接種日に65歳の者」が対象となる。

高齢者带状疱疹予防接種は、

令和7年度から令和11年度の5年間は、「年度内に65、70、75、80、85、90、95、100歳を迎える者」が対象となる。

②高齢者インフルエンザ予防接種、新型コロナワクチン接種及び高齢者肺炎球菌予防接種については、「接種日に60歳以上65歳未満の者であって、心臓、腎臓又は呼吸器の機能に自己の身の辺の日常生活活動が極度に制限される程度の障害を有する者及びヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有する者」も対象となる。

高齢者带状疱疹予防接種は、「接種日に60歳以上65歳未満の者であって、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有する者」も対象となる。

（②の60歳以上65歳未満対象者についての定期の予防接種における取扱い事項）

★厚生労働省健康局長：平成13年11月7日健発1058号「予防接種法の一部を改正する法律等の施行について」（一部抜粋）・・・以下定期の予防接種の対象者

「心臓、腎臓若しくは呼吸器の機能又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害の程度は、次のいずれかに該当するものであること。なお、これらに該当することについては、医師の診断書又は身体障害者手帳の写しなど、接種対象者であることの認定に必要なと思われる資料の提出を求められたいこと。（施行令第1条、施行規則第2条の2関係）

ア 心臓機能障害

（ア） 次のいずれか二以上の所見があり、かつ、安静時又は自己身の辺の日常生活活動でも心不全症状、狭心症症状又は繰り返シアダムスストークス発作が起こるもの。

- a 胸部エックス線写真所見で心胸比0.60以上のもの
- b 心電図で陳旧性心筋梗塞所見があるもの
- c 心電図で脚ブロック所見があるもの
- d 心電図で完全房室ブロック所見があるもの
- e 心電図で第二度以上の不完全房室ブロック所見があるもの
- f 心電図で心房細動又は粗動所見があり、心拍数に対する脈拍数の欠損が10以上のもの
- g 心電図でSTの低下が0.2mV以上の所見があるもの
- h 心電図で第Ⅰ誘導、第Ⅱ誘導及び胸部誘導（ただしV1を除く。）のいずれかのTが逆転した所見があるもの

（イ）人工ペースメーカーを装着したもの又は人工弁移植、弁置換を行ったもの

イ 腎臓機能障害

腎臓機能検査において、内因性クレアチニンクリアランス値が $10\text{ ml}/\text{分}$ 未満、又は血清クレアチニン濃度が $8.0\text{ mg}/\text{dl}$ 以上であって、かつ、自己の身の日常生活活動が著しく制限されるか、又は血液浄化を目的とした治療を必要とするもの若しくは極めて近い将来に治療が必要となるもの。

ウ 呼吸器機能障害

予測肺活量一秒率、動脈血ガス及び医師の臨床所見により、呼吸困難が強いため歩行がほとんどできないもの、呼吸障害のため予測肺活量一秒率の測定ができないもの、予測肺活量一秒率が20以下のもの又は動脈血 O_2 分圧が 50 Torr 以下のもの。予測肺活量一秒率とは、一秒量（最大呼気位から最大努力下呼出の最初の一秒間の呼気量）の予測肺活量（性別、年齢、身長 of 組合せで正常ならば当然あると予測される肺活量の値）に対する百分率である。

エ ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能障害

ヒト免疫不全ウイルスに感染していて、次のいずれかに該当するものをいう。

(ア) CD4陽性Tリンパ球数が $200/\mu\text{ l}$ 以下で、次の項目（a～l）のうち六項目以上が認められるもの。

- a 白血球数について $3,000/\mu\text{ l}$ 未満の状態が四週以上の間隔をおいた検査において連続して二回以上続く
- b Hb量について男性 $12\text{ g}/\text{dl}$ 未満、女性 $11\text{ g}/\text{dl}$ 未満の状態が四週以上の間隔をおいた検査において連続して二回以上続く
- c 血小板数について $10\text{ 万}/\mu\text{ l}$ 未満の状態が四週以上の間隔をおいた検査において連続して二回以上続く
- d ヒト免疫不全ウイルス-RNA量について $5,000$ コピー/ ml 以上の状態が四週以上の間隔をおいた検査において連続して二回以上続く
- e 一日一時間以上の安静臥床を必要とするほどの強い倦怠感及び易疲労が月に七日以上ある
- f 健常時に比し10%以上の体重減少がある
- g 月に七日以上の不定の発熱（ 38°C 以上）が二か月以上続く
- h 一日に三回以上の泥状ないし水様下痢が月の七日以上ある
- i 一日に二回以上の嘔吐あるいは30分以上の嘔気が月の七日以上ある
- j 口腔内カンジダ症（頻回に繰り返すもの）、赤痢アメーバ症、帯状疱疹、単純ヘルペスウイルス感染症（頻回に繰り返すもの）、糞線虫症及び伝染性軟属種等の日和見感染症の既往がある
- k 生鮮食料品の摂取禁止等の日常生活活動上の制限が必要である
- l 軽作業を超える作業の回避が必要である

(イ) 「回復不能なエイズ合併症のため介助なくしては日常生活がほとんど不可能な状態のもの」

長期療養特例について

長期にわたり療養を必要とする疾病にかかったこと等により、定期予防接種の接種対象年齢であった間に、予防接種を受けることができなかった方が対象年齢を過ぎても定期予防接種を受けることができます。

- 1 次のイからハに掲げる疾病にかかったこと（疾病の例は別冊資料集参照）
 - イ 重症複合免疫不全症、無ガンマグロブリン血症その他免疫の機能に支障を生じさせる重篤な疾病
 - ロ 白血病、再生不良性貧血、重症筋無力症、若年性間接リウマチ、全身性エリテマトーデス、潰瘍性大腸炎、ネフローゼ症候群、その他免疫の機能を抑制する治療を必要とする重篤な疾病
 - ハ イまたはロの疾病に準ずると認められるもの
- 2 臓器の移植を受けた後、免疫の機能を抑制する治療を受けたこと（やむを得ず定期の予防接種を受けることができなかった場合に限る）
- 3 医学的知見に基づき1または2に準ずると認められるもの

接種可能な期間は、接種不适当要因が解消された日から2年を経過する日までの間、上記の予防接種を受けることができます。（高齢者肺炎球菌感染症及び带状疱疹は1年）

ただし、以下の予防接種は、接種年齢制限があります。

- ・5種混合ワクチン …15歳の誕生日の前日まで
- ・4種混合ワクチン …15歳の誕生日の前日まで
- ・結核（BCG） …4歳の誕生日の前日まで
- ・小児用肺炎球菌ワクチン …6歳の誕生日の前日まで
- ・Hibワクチン …10歳の誕生日の前日まで

なお、ロタウイルス感染症、インフルエンザ、新型コロナは対象外です。